

## 清瀬市指定管理者選定情報に係る情報公開基準

### (目的)

第1条 この基準は、指定管理者の選定過程等に係る行政情報の公開範囲をあらかじめ定めることで、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）第7条に規定する公文書の開示義務を果たし、かつ指定管理者候補者等の競争上又は事業運営上の地位等が損なわれることを防止することを目的とする。

### (対象案件)

第2条 この基準は、清瀬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成22年清瀬市条例第15号）に基づき、市長等が指定管理者の候補者を選定する際の行政情報を対象とする。

### (情報開示の原則)

第3条 指定管理者の選定過程等に係る行政情報の公開については、条例に基づき公開することを原則とする。

### (対象文書及び情報公開基準)

第4条 情報公開基準（以下「公開基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 公開基準は、一般的な判断の目安として運用する。

3 公開基準に定めのない文書の公開については、条例に基づき別途定めることとする。

### (情報提供)

第5条 市長等は、指定管理者の選定を行う際、公開基準を事前に周知し、応募する法人等の了解を得るものとする。

附 則 この基準は、平成28年6月1日以降に実施する指定管理者選定から適用する。

別表（第4条関係）

○…開示 △…一部開示 ×…非開示

対象文書名		指定管理者 候補者選定前	候補者選定後	
			候補者	非候補者 (※)
募集要項、仕様書等		○	○	
提出書類	提案法人等名	×	○	○
	指定申請書	×	○	○
	法人に関する書類	×	△	△
	提案書（事業計画書）	×	○	×
	提案書（収支計画書）	×	○	×
	その他提出書類	×	△	△
選定委員会	委員名簿	×	○	
	議事要旨	×	○	
	採点表	×	○	
	その他の文書	×	△	
選定結果通知書		—	○	
基本協定書		—	○ (協定締結後)	—

※辞退者は非協定締結者に含まない。